

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等について、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 消防団員の定員は、491人とする。

(消防団員の種類)

第2条の2 消防団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員以外の消防団員とする。

3 機能別団員は、任命権者が定める特定の消防事務に従事する消防団員とする。

(任用資格)

第3条 消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 市内に居住する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者であること。

(2) 年齢18歳以上の者であること。

(3) 志操堅固で身体強健な者であること。

2 前項各号に掲げるもののほか、機能別団員は、消防職員又は基本団員として任命権者が別に定める期間以上勤務した経験を有する者でなければならない。ただし、任命権者が必要な知識経験を有すると認めたときは、この限りでない。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第9条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者

(報酬)

第5条 消防団員には、別表に定める額の報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 消防団員が公務のため旅行したときは、三島市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年三島市条例第7号)第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による4級の職務にある者に支給する旅費の額(団長にあっては、7級の職務にある者に支給する旅費の額)と同額の費用弁償を支給する。

(支給方法)

第7条 日額又は回数で定める報酬は、出勤日数又は回数により計算し、翌月支給する。

2 報酬及び費用弁償の支給方法については、この条例に定めるもののほか、三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年三島市条例第21号)の例による。

(分限)

第8条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適確性を欠く場合

(4) 定員の改廃により過員を生じた場合

2 消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

(1) 第3条第1号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 第4条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(懲戒)

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1) 法令並びに条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 消防団員としてふさわしくない行為があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(服務規律)

第10条 消防団員は、団長の招集によって出勤し、服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、服務するものとする。

第11条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長は市長に、その他の消防団員は団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数が同時に居住地を離れることができない。

第12条 消防団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の行為を行わないこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とすること。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年条例第39号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第36号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第26号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第41号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第19号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第27号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の改正規定については、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(平成5年条例第7号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第1号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第11号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第6号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第36号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第19号)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成22年4月1日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(平成26年条例第38号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第16号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第36号)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第4条の改正規定(同条第2号中「禁錮」を「禁^こ錮」に改める部分及び同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第3号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

別表(第5条関係)

1 年額で支給する報酬

支給対象者	階級	額
基本団員	団長	85,000円
	副団長	69,000円
	分団長	55,000円
	副分団長	46,000円
	部長	41,000円
	班長	38,500円
	団員	36,500円

2 出勤に対して支給する報酬

支給対象者	区分	額
基本団員 機能別団員	災害の場合	1回につき 8,000円
	警戒の場合	日額 4,000円
	訓練の場合	日額 2,000円(特に重要な訓練として任命権者が別に定めるものの場合にあっては、4,000円)
	その他の消防事務の場合	1回につき 2,000円(特に重要なその他の消防事務として任命権者が別に定めるものの場合にあっては、4,000円)